

国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後																						
<p>(前 略)</p> <p>(支給額等)</p> <p>第3条 拠点等の長は、当該拠点等の定める委員会において個々の教員の研究の業績、推進状況等について審議した結果を参考にして、別表のAからJの<u>区分</u>に決定することができる。<u>別表のAからJの区分</u>に決定された教員に対しては、決定日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその<u>区分</u>に掲げる額を支給する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(支給調書)</p> <p>第5条 拠点手当を支給するに当たっては、教員別に、採用、昇任又は配置換等の日、第3条の教員となった日、評価委員会の開催日、決定日、<u>区分及び支給額</u>、支給終了日その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(支給額等)</p> <p>第3条 拠点等の長は、当該拠点等の定める委員会において個々の教員の研究の業績、推進状況等について審議した結果を参考にして、<u>拠点手当の額を1万円から30万円までの範囲で1万円単位の額</u>に決定することができる。<u>拠点手当の額</u>が決定された教員に対しては、決定日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を支給する。</p> <p>(支給調書)</p> <p>第5条 拠点手当を支給するに当たっては、教員別に、採用、昇任又は配置換等の日、第3条の教員となった日、評価委員会の開催日、決定日、<u>支給額</u>、<u>支給終了日</u>その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和5年9月総長裁定） この細則は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>																						
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td style="text-align: right;">300,000円</td></tr> <tr><td>B</td><td style="text-align: right;">250,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td style="text-align: right;">200,000円</td></tr> <tr><td>D</td><td style="text-align: right;">150,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td style="text-align: right;">100,000円</td></tr> <tr><td>F</td><td style="text-align: right;">50,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td style="text-align: right;">40,000円</td></tr> <tr><td>H</td><td style="text-align: right;">30,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td style="text-align: right;">20,000円</td></tr> <tr><td>J</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	支 給 額	A	300,000円	B	250,000円	C	200,000円	D	150,000円	E	100,000円	F	50,000円	G	40,000円	H	30,000円	I	20,000円	J	10,000円	
区 分	支 給 額																						
A	300,000円																						
B	250,000円																						
C	200,000円																						
D	150,000円																						
E	100,000円																						
F	50,000円																						
G	40,000円																						
H	30,000円																						
I	20,000円																						
J	10,000円																						